

【相生市長意見】

相環第18号  
令和6年6月5日

AC12合同会社  
AC12一般社団法人  
職務執行者 中垣 光博 様

相生市長 谷口 芳紀



姫路相生太陽光発電所に係る早期段階環境配慮書への意見について

令和6年5月7日付で送付のありました標記のことについて、環境影響評価に関する条例（平成9年条例第6号）に基づき、市長意見を下記のとおり提出いたします。

記

標記事業の早期段階環境配慮書について、環境の保全および周辺住民の生活への影響の観点から審査を行った。

事業計画の策定及び環境影響評価の実施にあたっては、選定した早期段階配慮事項への配慮はもとより、以下の措置を適切に講じることにより、環境への影響および周辺住民の生活への影響を回避・低減する必要がある。

1 全体的事項

- (1) 工事に伴う温室効果ガスの排出を削減するため、省エネルギー機材の利用等の環境保全措置を検討すること。
- (2) 樹木の伐採を最小限に抑えること。
- (3) 工事期間中、運搬に使用する工事車両について、生活する住民への騒音に配慮するとともに、走行速度についても遵守し、安全運転に努めること。
- (4) 施設の維持管理に係る防草方針を具体的に明記するとともに、遵守すること。
- (5) 事業終了後、環境影響が生じないように当該設備を確実に撤去すること。
- (6) 事業開始後、実施する事業者の変更等が生じた際、市および周辺地域の住民に周知を必須とすること。

2 個別的事項（懸念事項）

- (1) 災害時における太陽光パネルに含まれる有害物質の影響について  
大規模災害またはその他事象により太陽光パネルが破損した際、太陽光パ

ネルに含まれるとされる有害物質の地下浸透や河川流出が懸念されるが、本事業予定地の周辺にも、千種川水系の矢野川、小河川が流れており、いずれの河川も千種川を通じて瀬戸内海へ注いでいる。

そのため、災害等により破損が生じた際、周辺地域の農業への影響はもちろんのこと、千種川および瀬戸内海への流出も想定されるため、流域で行われている漁業、生息する希少な動植物への影響、最終的には瀬戸内海への汚染拡大まで懸念される。

以上のことから、下記について実施、検討いただきたい。

- ア 災害時の初動体制、時間、確実に動ける部隊の確保の有無
- イ 農業被害の想定
- ウ 有害物質を流出させない具体的な対策
- エ 有害物質が流出した場合の具体的な対策
- オ 千種川流域下にある他市や保全団体への事業説明

## (2) 西播磨水道企業団の取水地について

事業予定地付近に、西播磨水道企業団が上水として取水している真広水源地があり、災害時等に太陽光パネルが破損した場合、有害物質が地下へ浸透する、直接流入するなど、水源地の汚染が懸念される。

そのため、下記について実施、検討いただきたい。

- ア 西播磨水道企業団への事業説明を実施すること
- イ 水源地の安全確保を行うこと